を継続し、必要に応じて使用機械の制限等の措置を講ずることとしている。ホトケドジョウ、スナヤツメ及びカワゴケについては、工事の施工により発生する濁水の影響を受ける可能性があることから、濁水流出防止対策を講ずることとしている。マルタニシ、キンラン、ノダイオウ及びジョウロウスゲについては、生息地又は生育地が改変されることから、移植等の措置を講ずることとしている。ミズオオバコについては、生育地が改変されることから、表土の巻出し等の措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、このうち1箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る2箇所についても茨城県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と茨城県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的に、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）に基づく国土開発幹線自動車道として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成8年12月9日に都市計画決定された都市計画と車線数等を除き基本的内容について整合していることなどが認められる。

なお、本体事業は、4車線の事業として都市計画決定されているところ2車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、土工バランス、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と茨城県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、茨城県知事より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　茨城県鉾田市役所及び東茨城郡茨城町役場

○東北地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
	後別		
福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二一番六から同町大字藤田字一丁田二一番七まで	前	二二・七〇～三二・五二メートル	〇・〇八四キロメートル
	後	二九・七七～四六・六〇メートル	〇・〇八四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形市青葉区上愛子字窪四二番一から同市青葉区上愛子字山岸一番一まで	前	三一・五八～四六・四七メートル	〇・四六〇キロメートル
	後	三二・一六～五四・三七メートル	〇・四六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡山市田村町栃本字谷地二八六番一から同市田村町栃本字龍ケ馬場一三三番一まで	前	一五・二一～一八・六四メートル	〇・二五六キロメートル
	後	一五・二一～二八・一三メートル	〇・二五六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之